

ID: 1109

担当部署: 企画部公共施設マネジメント課

処分の概要	使用許可の取消		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市公有財産管理規則第24条		
例 規 番 号	平成13年西東京市規則第59号		
【根拠条文】 (使用許可の取消) 第24条 部長は、法第238条の4第9項に規定する理由に該当すると認めたときは、直ちに第22条及び前条の規定の例により処理しなければならない。 【基準】 根拠条文及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第9項の規定による。 【地方自治法（抄）】 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 略 2 から 6 まで 略 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 8 略 9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日